

Aコース・Bコースに重複して申込みすることができます。

	Aコース(税制適格型)	Bコース(自由選択型)																												
加入資格	<p>◇加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が10年以上ある川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方。 昭和48年4月1日以降生まれの方。(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) 昭和48年6月1日以降生まれの方。(毎月末定年の企業の方)</p> <p>◇転籍時の継続加入 ……グループ企業間で転籍になる場合、転籍先が制度を導入していれば、役員・嘱託の方は70歳まで継続加入することができます。その場合は手続きをする必要がありますので、転籍先の総務・勤労担当窓口へご連絡願います。</p> <p>◇加入資格を失われた場合 ……保険料払込期間中に加入者が退職・転籍等で加入資格を失われた場合には、年齢によらずこの保険契約から脱退となります。</p>	<p>◇加入日現在正常に勤務されており、保険料払込期間満了日までの期間が2年以上ある川崎重工グループに勤務する役員・従業員(試用社員、契約社員、実習生を除く)の方。 昭和40年4月1日以降生まれの方。(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方) 昭和40年6月1日以降生まれの方。(毎月末定年の企業の方)</p>																												
責任開始期および加入(増額)日	2023年7月1日																													
保険料	<table border="1"> <thead> <tr> <th>払込方法</th> <th>1口あたり保険料</th> <th>口数設定範囲</th> <th>控除時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払</td> <td>1,000円</td> <td>2口～給与控除可能額</td> <td>6月給与～</td> </tr> <tr> <td>半年払</td> <td>10,000円</td> <td>1口～賞与控除可能額</td> <td>夏の賞与～</td> </tr> </tbody> </table>	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期	月払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～	半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～	<table border="1"> <thead> <tr> <th>払込方法</th> <th>1口あたり保険料</th> <th>口数設定範囲</th> <th>控除時期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>月払</td> <td>1,000円</td> <td>2口～給与控除可能額</td> <td>6月給与～</td> </tr> <tr> <td>半年払</td> <td>10,000円</td> <td>1口～賞与控除可能額</td> <td>夏の賞与～</td> </tr> <tr> <td>一時払※</td> <td>10,000円</td> <td>1口以上</td> <td>7月12日</td> </tr> </tbody> </table> <p>※一時払は指定の銀行またはゆうちょ銀行等の預貯金口座(ご本人口座)から一時払保険料を振替えます。なお、預貯金口座の残高が不足し保険料が振替できない場合は、今回の一時払申込みはキャンセルとなりますのでご注意ください。 《ご注意》貯蓄口座からは一時払保険料の振替えができませんので、貯蓄口座以外の口座を指定してください。</p>	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期	月払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～	半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～	一時払※	10,000円	1口以上	7月12日
	払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期																										
月払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～																											
半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～																											
払込方法	1口あたり保険料	口数設定範囲	控除時期																											
月払	1,000円	2口～給与控除可能額	6月給与～																											
半年払	10,000円	1口～賞与控除可能額	夏の賞与～																											
一時払※	10,000円	1口以上	7月12日																											
(Aコース・Bコースとも加入者負担とし、月払加入が必須で半年払・一時払のみの加入はできません。)																														
新規加入・保険料(口数)の増額	<p>◇毎年1回(7月1日)新規加入・保険料の増額をお取扱いたします。</p> <p>◇保険料の増額は保険料払込期間満了日までの期間が1年以上ある方に限ります。</p>																													
保険料の減額	<p>◇別表1の事由に該当する場合に限り、保険料を一部、減額することができます。保険料の減額のお申込みは募集期間中に限ります。ただし、最低口数(月払2口・半年払1口)は残すものとします。保険料を減額しても保険料積立金を受取ることはできません。</p>																													
保険料の払込中断	<p>◇別表1の事由に該当する場合に限り、保険料のお払込みを中断することができます。(別途休止(払込中断)のお手続きが必要です。㈱カワサキライフコーポレーションへお申し出ください。)</p> <p>【Aコース】半年払保険料のみ(期限なし) 【Bコース】月払・半年払保険料の両方(最長3年間)、または半年払保険料のみ(期限なし)</p> <p>◇月払・半年払の両方の保険料の払込中断期間中に死亡された場合、月払保険料・半年払保険料部分の死亡加算はされず、死亡時の積立金を遺族一時金としてお支払いたします。半年払保険料のみの払込中断期間中に死亡された場合、半年払保険料部分の死亡加算はされません。</p>																													
別表1	<p>①災害 ②疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む。) ③住宅の取得(④教育(親族の教育を含む。)) ⑤結婚(親族の結婚を含む。) ⑥債務の弁済 ⑦その他、加入者が保険料の拠出に支障のある場合</p>																													
保険料積立金の一部受取り(減口)と中途脱退の取扱い	<p>◇Aコースにご加入の方については、保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱できません。</p> <p>◇中途脱退(脱退一時金)は、保険料払込期間満了日までに死亡以外の事由で脱退された場合にお取扱いたします。</p> <p>◇保険料積立金の一部受取り(減口)と中途脱退は、加入者ダイレクよりお手続きください。ご不明な点等がある場合は、㈱カワサキライフコーポレーションまでお問合せください。</p> <p>保険料積立金の一部受取り(減口)もしくは脱退一時金は申込締切日から原則10日以内に指定の本人名義口座へ日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から振込まれます。保険料積立金の一部受取り(減口)もしくは中途脱退の場合、利息は月割りでお支払いたしますが、配当金は年度途中にはお支払しません。また、保険料比例保険事務費を差引くと払込保険料累計額を下回ることがあります。</p>																													
保険料払込期間満了日	<p>◇満60歳到達直後の3月末・6月末・9月末・12月末(3月末、6月末、9月末、12月末定年の企業の方)</p> <p>◇満60歳到達日の属する月の末日(毎月末定年の企業の方)</p> <p>ただし、早期定年(50歳以上)の場合は退職月末日</p> <p>※職種・企業によって保険料払込期間満了日は異なります。詳しくは26ページに記載の「団体お問合せ先」にご確認ください。</p>																													
保険料払込期間満了時の取扱い	<p>◇Aコースに継続して10年以上ご加入の定年(60歳)の方・早期定年(50歳以上)の方もしくは70歳到達の方については、保険料払込期間満了時に別表2の給付内容を選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>別表2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇①～④の中から1種類もしくは⑤を選択できます。(ただし、保険料払込期間満了時の年齢が満60歳未満の場合は、③、④、⑤のみの選択となります。)</p>	別表2	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン	<p>◇Bコースに継続して2年以上ご加入の定年(60歳)の方・早期定年(50歳以上)の方もしくは70歳到達の方については、保険料払込期間満了時に別表3の給付内容を選択することができます。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>別表3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン</td> </tr> </tbody> </table> <p>◇①～④の中から1種類と⑤、⑥を組合せて選択することができます。(⑥のみを選択することも可能)ただし、繰延を選択された場合、繰延満了後に⑤のご契約はできません。また、⑤のご契約には別途年齢制限があります。</p>	別表3	①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン																								
別表2																														
①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤一時金受取プラン																														
別表3																														
①10年確定年金 ②15年確定年金 ③15年保証期間付終身年金 ④配偶者年金付15年保証期間付終身年金 ⑤医療保障プラン ⑥一時金受取プラン																														
年金の繰延	<p>◇年金受取プランを選択された場合は1年単位で最長10年まで、年金の受取開始を繰延べることができます。繰延期間中は、保険料のお払込みや保険料積立金の一部受取り(減口)はお取扱できません。また、繰延期間は変更できません。</p> <p>◇繰延期間中に一時金受取りを希望された場合は、保険料積立金を全額お支払いたします。</p> <p>◇Aコース、Bコースの両コースに加入されている加入者について、年金の受取開始を繰延される場合、繰延の開始日および満了日は両コース同一となります。</p>																													
年金受取開始日	<p>◇年金の開始日は保険料払込期間満了日の属する月の翌月1日ですが、実際のお支払いは、年4回1月、4月、7月、10月の各1日にそれまでの3か月分をまとめてお支払いたします。</p> <p>※ただし、初回の支払時等は年金の開始日によっては、3か月分に満たない場合があります。</p> <p>◇日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から指定の口座へ振込まれます。</p>																													
加入者死亡時の取扱い	<p>◇保険料払込期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の方に対して「遺族一時金」(1回分の月払保険料と1回分の半年払保険料の合計額を死亡時点の積立金に加算した金額)が、日本生命保険相互会社(事務幹事会社)から受取人の口座へ振込まれます。</p>																													
受取人について	<p>◇年金(年金にかえての一時金を含む)、保険料払込期間満了時一時金、および脱退一時金の受取人は加入者本人とします。</p> <p>◇遺族一時金(残存受取(保証)期間の年金を含む)の受取人(第一順位)は、加入者の配偶者(民法上の婚姻関係にある者)とします。配偶者がいない場合、受取人となる者の範囲および順位は、民法上に定める相続の規定を準用します。ただし同順位の方が2名以上となる場合には、そのうち最年長者を代表者として選定し、その方にお支払いたします。</p>																													
配当金について	<p>〔配当金が生じた場合の取扱い〕</p> <p>◇年金受取開始後……年金の増額(増加年金)にあてられます。</p> <p>◇保険料払込期間中……積立金の積増にあてられます。</p> <p>◇毎年の配当金の水準は、引受保険会社におけるお支払時期の前年度決算によって変動します。また、決算実績によっては、配当金をお受取りにできない場合もあります。</p> <p>※年度途中で脱退等される場合、その年度の配当金はお受取りにできません。</p>																													